

公 示

第1学年において、1名の海外帰国生を募集します。

- 1 試験日 2018年(平成30年)7月23日(月) 合格発表は当日  
※集合時刻や持ち物等は、出願後にお知らせします。
- 2 場 所 横浜国立大学教育学部附属横浜中学校  
〒232-0061 横浜市南区大岡2-31-3 (横浜市営地下鉄 「弘明寺」 駅下車1分)
- 3 編入試験受験資格 以下の(1)～(4)のすべてに該当する者
  - (1) 2018年(平成30年)8月27日の時点で日本国内に住民票を有し尚かつ在住し、海外より帰国後、日本国内の学校に在籍していない者。
  - (2) 保護者の勤務地の移動に伴う海外渡航歴が保護者と共に2年(730日)以上であり、海外にある学校に籍を置いていた者で、在籍記録を証明できる者。  
※例として、保護者が1年半、志願者が2年の海外渡航履歴では、出願資格がありませんのでご注意ください。  
※海外の学校に在籍していることが条件になります。日本国内での海外校としての認可の学校では、出願資格はありません。
  - (3) 神奈川県内の本校の定める通学区域、または指定小学校学区に保護者と居住できる者。  
※合格後、住民票の写し(同居家族について記載があるもの)を提出していただきます。
  - (4) 2005年4月2日から2006年4月1日までに生まれ、日本国籍を有する者。
- 4 募集人員 第1学年 1名 ※第2学年、第3学年の募集はありません。
- 5 募集期間 2018年(平成30年)6月13日(水)から7月13日(金)まで
- 6 選考方法 筆記試験(国語・数学・英語)、面接(本人・保護者別)、書類審査で総合的に判断します。なお、基準点(非公表)に満たない場合は不合格になることがあります。
- 7 出願手続き
  - (1) 編入学願書  
※編入学願書への記入は、保護者の自署をお願いします。  
※本校のホームページよりダウンロードしてください。
  - (2) 入学志願者の海外生活を証明する書類(①と②の両方が必要です)
    - ①保護者の所属機関の長の発行するもので、保護者氏名と志願者本人の氏名と滞在期間が明記されている書類
    - ②旅券のコピー(滞在期間、保護者と本人)
  - (3) 海外における最終学校の在学証明書 ※在籍期間は必須  
(または在籍記録を証明できる書類)

以上の(1)～(3)の書類を、2018年(平成30年)7月13日(金)まで(消印有効)に、速達書留便(海外から発送の場合はEMS)にて郵送願います。海外からの発送の場合は、念のため入試委員長まで志願者氏名・発送日・発送国等をご連絡ください。7月13日(金)までに(2)(3)の書類のご準備が整わない場合は、メールでお知らせください。

書類受理後、メールで編入学試験の日程等をお知らせいたしますので、確実に届くメールアドレスを編入学願書にご記入ください。
- 8 検定料 5,000円 ※編入学試験当日に払込票等をお渡ししますので、郵便局で保護者の方が当日(午前中)に振り込みをお願いいたします。

<問い合わせ先>

横浜国立大学教育学部附属横浜中学校 TEL045-742-2281

メールアドレス wada-maki-rj@ynu.ac.jp (入試委員長 和田 真紀)  
kitagawa-koichi-px@ynu.ac.jp (副校長 北川 公一)

## 本校の教育に関して

本校は、横浜国立大学教育学部附属小学校・中学校の設置に関する校則のもと、教育活動を行っています。また、「研究推進校として教育上の多様な試みを行う」「大学の教育実習校として教育実習を行う」というような附属学校として、公立や私立の学校にない特性を持っています。そのため次のようなことがあります。

- 1 全国に先駆けての研究を行っているため、授業の進め方、評価の方法、年間行事、学校のシステムなど、短い期間で変更することがあります。
- 2 生徒に学力をつけることと、各教科の研究とを最も重視しています。そのため家庭で行うレポートや課題が多く出されます。
- 3 研究成果の発信にあたり、本や雑誌の原稿、Web上に写真が載ったり、学校訪問者が写真やビデオを撮ったりすることがあります。教育関係のメディアにそうした個人情報が掲載されることがあります。
- 4 部活動が大きな役割を占める中学校もありますが、本校では学習が中心となります。顧問が転勤した時点で、部員がいても廃部になることがあります。また、新たな部活動をつくることや、水泳や柔道などの部のない種目の市大会等への引率は行いません。
- 5 その他
  - (1) 本校は指定通学区域（指定小学校学区含む）を設けています。これをもとに生徒の安全を配慮して、日課や行事を考えています。なお、この通学区域より転居した場合は、在学資格を失います。
  - (2) 本校から転学した場合、転入の資格を失います。
  - (3) 校納金については期日までに納めてください。
  - (4) 基本的なしつけの部分はご家庭でお願いします。
  - (5) 主たる連絡手段として導入している「連絡メールシステム」にメールアドレスを登録していただきます。

本校では、学校とともに新しい教育を一緒に創りあげていくことに対して、積極的に協力していただける生徒ならびに保護者の方を求めています。ご理解の程お願いいたします。